

広報なんじょう有料広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、南城市広告掲載要綱(平成21年1月23日告示第6号)(以下「要綱」という。)第4条1項第1号に掲げる「市の広報印刷物」である市広報誌(以下「広報なんじょう」という。)への有料広告掲載の取扱について必要な事項を定める。

(広告掲載の優先順位)

第2条 要綱第5条第2項の規定する広告掲載の優先順位について、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1位 市内に事業所等を有する事業者等
- (2) 第2位 県内に事業所等を有する事業者等
- 2 前項において、同一の順位で広告枠数を超過して申込みがある場合には、広告掲載希望期間が長いものを優先する。ただし、広告区分アの掲載期間が1カ月の広告については、当該年度に広告を掲載された回数が少ない広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)を優先する。
- 3 前2項においても、決定し難い場合は、抽選等により決定する。

(掲載の位置、規格等)

第3条 要綱第6条に規定する広告の規格等について、広報なんじょうを所管する課が定めるものとは、次のものをいう。

- (1) 広告の規格
 - (2) 広告の掲載位置
 - (3) 広告掲載料
 - (4) 広告の掲載期間
 - (5) 広告の作成方法等
- 2 前項第1号から第4号については、次表のとおりとする。

区分	規格	掲載位置	広告掲載料(月額)及び掲載期間		
			1カ月	6カ月	12カ月
ア	縦50mm 横87.5mm	お知らせページ①	—	8,000円	7,000円
		お知らせページ②	10,000円	—	—
		最終ページの最下段	—	11,000円	10,000円
イ	縦50mm 横175mm	お知らせページ	—	14,000円	13,000円
		最終ページの最下段	—	19,000円	18,000円

- 3 第1項第4号については、4月から翌年3月までの間とし、年度を超えることはできない。
- 4 第1項第5号については、別紙1に定める。

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第8条に規定する広告掲載の申込みについて、申込者は市が指定する期日までに、同条に規定する書類を提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第5条 要綱第11条に規定する広告掲載料の納付について、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により納付するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、別に定めるものとする。

広報なんじょう掲載広告作成方法

「広報なんじょう」に広告の掲載を申し込む場合は、以下により広告原稿を作成する。

1 規格

- (1) 区分ア 縦 50mm×横 87.5mm
- (2) 区分イ 縦 50mm×横 175mm

2 広告原稿データの作成

配色	カラーまたはモノクロ
データの作成	<p>(1) Adobe Illustrator を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none">①バージョンは 5.5 以上とすること②広告原稿データにはアウトラインを掛けて EPS 形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと。 <p>(2) Adobe Photoshop を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none">①バージョンは 3.0 以上とすること。②広告原稿データは、使用サイズの 100%で解像度 300dpi にすること。レイヤーがある場合は統合して EPS 形式で保存すること。 <p>(3) その他の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①高解像度の PDF ファイルに変換すること。 <p>※広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権が発生する場合はその支払いをすること。</p>
データの提出	<p>(1) いずれのソフトを使用して広告原稿を作成する場合でも、出力原稿とデータを併せて提出すること。</p> <p>(2) Adobe Illustrator で広告を作成した場合は、アウトラインをかける前のデータとアウトラインをかけた後のデータを併せて提出すること。</p> <p>(3) その他の場合は、PDF ファイルのデータを提出すること。</p>
データの訂正	原稿で提出後のデータ訂正は、申込者において修正後、再提出してください。

- ### 3 注意事項
- 都合によりデータ、内容等を一部修正する場合があります。